ヌリメディア サービス利用約款

エヌオンライン訳

第 1 章 総則

第 1 条 （目的）

この約款は（株）Nurimedia（以下「会社」とする）が運営する DBpia(http://www.dbpia.co.kr/) と KRpia(http://www.krpia.co.kr/)サイト（以下「サイト」とする）より提供されるデジタルコンテンツサービス（以下「サービス」とする）の利用に関連し、「会社」と利用者の権利、義務、責任事項を規定することをその目的とします。

第 2 条 （用語の定義）

第 1 項 この約款で使用する用語の定義は次の通りです。

第 1 号「利用者」とは、この約款により会社が提供するサービスを利用する会員及び非会員を示します。「会員」とは個人情報の提供による会員登録後、利用者 ID が付与され、この約款に従い会社が提供するサービスを利用する利用者であり、一般会員、著者会員に区分されます。

第 2 号「一般会員」とは、サイトに接続し第 1 号の手続きを取り登録した会員の内、論文を作成しなかった会員を言います。

第 3 号「著者会員」とは、サイトに接続し第 1 号の手続きを取り登録した会員の内、論文を作成した会員を言います。

第 4 号「SNS 会員」とは、会員の内、SNS（Kakao、Naver、Google など）アカウントを通して「会社」に個人情報を提供し、登録した者を言います。

第 5 号 「非会員」 とは会員として登録せず、サービスを利用する者を言います。

第 6 号「利用契約」とは、この約款に同意しサービスの会員として登録する行為を示します。

第 7 号「利用者 ID」とは、会員の識別及びサービス利用のために会員の申請により会社が会員ごとに付与する固有の文字または数字を示します。

第 8 号「パスワード」とは、利用者 ID で識別される会員の本人か否かを検証するために会員が設定し会社に登録する固有の文字または数字を示します。

第 9 号「解約」とは、会社または会員が利用契約を解除することを示します。

第 10 号「定期決済型の有料サービス」とは、DBpia の購読定期決済を利用し費用の支払い後に一定期間使用できる DBpia サービスを意味します。詳細内容は定期購読（個人）サービスページ及び決済ページに案内された内容に従います。また「定期決済型の有料サービス」を利用する会員を「購読有料会員」と称します。

第 11 号「決済」とは、会員が有料コンテンツ及びサービスを利用するため支払手段を通し会社が決めた金額を支払ったことを意味します。

第 3 条 （約款の効力と変更）

第 1 項 本約款はサービスを利用する全ての会員に対し、その効力を発生します。

第 2 項 本約款は会員がサービス登録時に閲覧でき、会社は会員が希望する時にいつでも約款を閲覧できるように会社ホームページまたはアプリケーション内に掲示します。

第 3 項 会社は「約款の規制に関する法律」、「電子商取引などでの消費者保護に関する法律」、「情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律（以下「情報通信網法」とする）」、「消費者基本法」、「電子文書及び電子取引基本法」など関連法を違反しない範囲内で本約款を改定できます。

第 4 項 会社が約款を変更する場合には適用日付、変更事由を明示し適用日より 7 日以前からお知らせします。但し、会員に不利な約款変更である場合にはその適用日より30 日前から上記と同じ方法でお知らせし、

E-mail などで会員に個別通知します。この場合、連絡先未記載、変更後の未修正などにより個別通知が難しい場合はお知らせを個別通知として見なします。

第 5 項 会社が第 4 項により改定約款をお知らせまたは通知し、会員に約款変更適用日まで拒否意思を表示しなければ約款の変更に同意することとして見なすという内容をお知らせまたは通知したにもかかわらず、会員が明示的に約款変更に対する拒否意思を表示しない場合は改定約款に同意したこととして見なします。

第 6 項 会員は変更された約款に同意しない場合、サービスの利用を中断し利用契約を解除することができます。

第 7 項 会員は約款変更事項を熟知するため注意義務を果たさなければなりません。変更された約款の不知による会員の被害は会社が責任を負いません。

第 4 条 （約款の解釈と例外準則）

第 1 項 会社は提供する個別サービスについて別途の利用約款及び政策を定めることができ、該当内容がこの約款と相反する場合、個別サービスの利用約款を優先し適用します。

第 2 項 本約款に明示されていない事項が関係法令に規定されている場合にはその規定に従います。

第 2 章 会員登録

第 5 条 （利用契約の成立）

第 1 項 利用契約は会員になろうとする利用者（以下「利用者」とする）が約款の内容に同意し会社が定めた記入様式に従い情報を入力した後、会員登録申請し会社が利用者の申請を承認することにより成立します。

第 2 項 会員に登録しサービスを利用しようとする希望者は会社が定めた所定の様式による個人情報(利用者 ID、パスワード、名前、電子メールアドレス、携帯電話番号など)を提供しなければなりません。SNS 会員を希望する利用者は SNS アカウントに登録された個人情報の内の一部（名前、電子メールアドレス）を提供しなければなりません。

第 3 項 利用者が提供した個人情報は関連法及び会社の個人情報取扱方針により厳格に保護されます。但し、会社の公式サイト以外にリンクされたサイトでは会社の個人情報取扱方針が適用されません。

第 4 項 サイトでは利用者により正確な情報を提供するために著者情報を自動的に収集します。著者会員が提供した情報と自動収集された情報を区別し廃棄することが容易ではないため、所属機関など著者会員の一部情報は脱退後にも露出される可能性があります。

第 5 項 登録申請の様式に記載された会員情報は事実のデータと見なされます。事実と異なる情報を入力した会員は法的保護を受けることができません。全ての会員は必ず会員本人の情報を提供することによりサービスの利用ができ、他人の情報を盗用また虚偽の情報を登録するなどにより本人そのものの情報を登録していない会員は、サービス利用に関連していかなる権利も主張できず、関係法令により処罰される場合があります。

第 6 条 （利用申請の承諾）

第 1 項 会社は会員が全ての事項を正確に記載して申請する場合にサービス利用を承諾します。但し、次の各号に該当する場合は利用申請を制限するか承諾しません。

第 1 号 他人の名義を使用し申請した場合
第 2 号 満 14 歳未満の児童が申請した場合
第 3 号 利用契約申請書の内容を虚偽記載した場合
第 4 号 社会秩序または公序良俗を阻害する目的で申請した場合
第 5 号 過去に本条第 1 号乃至第 3 号の内、いずれかの行為をした場合

第 6 号 登録申請者が本約款により以前会員資格を喪失したことがある場合、但し会社の事前再登録承諾を得た場合には例外とする

第 7 号 その他会社が定めた利用申請要件が不備の場合

第 7 条 （サービス利用及び制限）

第 1 項 サービス利用は会社の業務上または技術上の特別な支障がない限り年中無休、1 日中 24 時間を原則とします。

第 2 項 会社が提供するサービスのうち一部は、会員となった後に会社が認定した利用者 ID とパスワードを通じてのみサービスを受けることができます。

第 3 章 サービス利用

第 8 条 （購買申請）

第 1 項 会員はサイトで次の各号の方法により購買を申請します。

第 1 号 姓名、住所、電話番号、電子メールアドレス入力

第 2 号 財貨またはサービスの選択

第 3 号 決済方法の選択

第 4 号 最終的購買意思の表示(決済するボタンのクリック)

第 2 項 非会員は購買申請が制限され、会員として登録した利用者だとしてもログインしない状態では購買申請が制限されます。

第 9 条 （定期決済型の有料サービス）

第 1 項 購読有料会員は最終購買意思を表示し、第 5 項第 2 号のサービスの内一つを選び利用料金を決済した時から該当サービスを利用できます。会社が技術的な事由やその他の事情によりサービスを提供できなくなる場合には、即時該当会員へ E-mail、お知らせなどの一つ以上の方法によりお知らせします。

第 2 項 会社は会員が最終購買意思を表示した場合、該当会員へ利用申請の内容を Kakao、E-mail、電話、携帯電話のメッセージなど一つ以上の方法により通知します。会員は上記通知の受領後、最終購買意思の表示と一致しない点を発見した場合、即時カスタマーセンターに訂正または修正可能可否を確認しなければなりません。

第 3 項 会社は会員が定期決済型の有料サービスを利用する時、割引期間が含まれた有料サービス商品を会員に提案できます。この場合、会社は該当商品が割引の含まれたサービスであることを説明し、料金が割引された事実を会員が十分に認知できるように説明しなければなりません。

第 4 項 定期決済型の有料サービス利用の途中、定期決済の更新を中断する場合には、利用契約の満了時点までサービス利用が可能です。もしサービス利用契約の解約規定により定期決済の更新中段と共に払戻しが進行された場合には、払戻しの時点から利用ができません。詳細内容は商品の紹介ページの案内に従います。

第 5 項 会社は次の各号の通りの定期決済型の有料サービスを提供し、会社の事情、その他の与件によりサービス内容の追加や変更ができます。

第 1 号 決済サービスの属性による分類

ア. Premium 購読 : DBpia の全てのコンテンツに対する無制限の閲覧、50%割引ダウンロードの購買可能（一部の個別著作権の販売政策によるコンテンツ除外）

イ. Standard 購読 : DBpia の全てのコンテンツに対する無制限の閲覧可能（一部の個別著作権の販売政策によるコンテンツ除外）

第 2 号 決済サービス利用期間による分類

ア．1 ヶ月（月間）：会員が選択した決済サービスの属性として 1 ヶ月の単位で利用料金が定期決済され、毎月自動更新決済されるサービス

イ．3 か月（四半期）：会員が選択した決済サービスの属性として 3 ヶ月の単位で利用料金が定期決済され、3 か月ごとに自動更新決済されるサービス

第 3 号 1 ヶ月（月間）定期決済型利用券の商品購買政策

ア．決済日以後、毎月利用券の延長時点（毎月の購読期間の最後日）に自動的に先決済されます。

イ．決済日は最初の決済日と同一の日付に行われます。

ウ．決済日が毎月 29 日または 30 日、31 日に更新されるように設定した会員は、閏年ではない年の 2 月の定期決済更新日は 28 日に移されるか、毎月の最後日の 28 日、29 日、30 日、31 日の中の一つに移され定期決済期間の間は毎月同じ日の更新された決済日に決済が行われます。（ex 1 月 31 日の登録者は次の決済が 2 月 28 日です。3 月 31 日登録者は次の決裁が 4 月 30 日です。）

エ．利用契約期間及び利用満了時点は商品購買時に決済した時点から翌月の同一の日付までの期間を意味します。（ex 1 月 8 日の登録者は 2 月 8 日まで利用可能です。）

オ．商品購買時の時点が毎月 29 日または 30 日、31 日である場合には、閏年ではない年の利用契約の満了日は 28 日に移されるか、毎月の最後日の 28 日、29 日、30 日、31 日の中の一つに移されます。（ex 1 月 31 日の登録者は 2 月 28 日まで利用可能です。3 月 31 日の登録者は 4 月 30 日まで利用可能です。）

カ．定期決済更新を中断しようとする場合、購読期間終了の 1 日前まで購読を解約しなければなりません。

第 4 号 3 ヶ月定期決済型利用券の商品購買政策

ア．決済日以後、3 ヶ月ごとに利用券の延長時点（毎月の購読期間の最後日）に自動的に先決済されます。

イ．決済日は最初の決済日と同一の日付に行われます。

ウ．決済日が毎月 29 日または 30 日、31 日に更新されるように設定した会員は、閏年ではない年の 2 月の定期決済更新日は 28 日に移されるか、毎月の最後日の 28 日、29 日、30 日、31 日の中の一つに移され定期決済期間の間は毎月同じ日の更新された決済日に決済が行われます。（ex 12 月 31 日の登録者は次の決済が 2 月 28 日です。3 月 31 日登録者は次の決裁が 6 月 30 日です。）

エ．利用契約期間及び利用満了時点は商品購買時に決済した時点か 3 ヶ月後の同一の日付までの期間を意味します。（ex 1 月 8 日の登録者は 4 月 8 日まで利用可能です。）

オ．商品購買時の時点が毎月 29 日または 30 日、31 日である場合には、閏年ではない年の利用契約の満了日は 28 日に移されるか、毎月の最後日の 28 日、29 日、30 日、31 日の中の一つに移されます。（ex 2023 年 11 月 30 日の登録者は 2024 年 2 月 28 日まで利用可能です。3 月 31 日の登録者は 6 月 30 日まで利用可能です。）

カ．定期決済更新を中断しようとする場合、購読期間終了 1 日前まで購読を解約しなければなりません。

第 6 項 有料会員が有/無線ネットワークを通してサービスに接続する場合や有/無線ネットワークが連結された状態の機器内に搭載されたアプリケーションを通して諸般のサービスを利用する場合、有料会員が登録した該当通信会社との間に締結された通信料金制により課金/請求/収納されるため、データ通話料金について会社はいかなる責任も負いません。

第 7 項 コンテンツの権利を保有している個人、団体、法人の間の契約の締結の可否及び個別契約の

内容の事後要請により、コンテンツ利用が制限及び変更される場合があります。また会社が必要と判断する場合、定期決済型の有料サービスを支援する機器の種類、会員別の利用可能機器の数などの利用手段及び条件を変更または制限できます。

第 8 項 会社はサービス料金及び定期購読利用券を変更でき、変更内容は会員に Kakao、E-mail、お知らせなど一つ以上の方法によりお知らせします。会員は該当変更に同意しない場合、定期購読利用券の解約を要請でき、これは第 18 条により進行されます。

第 9 項 会社は決済手段により利用券の料金を相違に適用でき、特別プロモーション利用券や他社製品及びサービスと連係した様々な利用券を提供できます。

第 10 項 定期決済型の有料サービスの利用者が個別論文を購買する場合、DBpia money を通した決済は提供しません。

第 11 項 定期決済型の有料サービスは大韓民国でのみ提供され、利用可能です。

第 10 条 （購買契約の成立）

第 1 項 会社は第 8 条及び第 9 条の通りの購買申請について次の各号に該当しない限り承諾します。

第 1 号 申請内容に虚偽、記載漏れ、誤記がある場合

第 2 号 未成年者が青少年保護法より禁止する財貨及びサービスを購買する場合

第 3 号 その他購買申請を承諾することが会社の技術上に著しく支障があると判断する場合

第 2 項 会社が承諾した時点で契約が成立したこととみなします。

第 11 条 （支払方法）

第 1 項 会社から購買した財貨またはサービスに対する代金支払方法は次の各号の手段の一つにより可能です。但し、購買する財貨またはサービスにより購買支払方法が異なる場合があります。

第 1 号 クレジットカード決済

第 2 号 口座送金

第 3 号 携帯電話決済

第 4 号 「会社」と契約を締結の場合や「会社」が認めた決済手段

第 5 号 DBpia money 決済（DBpia サイトのみ該当。定期決済型の有料サービスでは利用不可）

第 6 号 その他会社が決めた代金支払方法

第 2 項 会員が購買代金の決済と関連し入力した情報及びその情報と関連し発生した責任や不利益は全的に会員が負担します。

第 12 条 （受信確認の通知・購買申請の変更及び取消）

第 1 項 会社は利用者の購買申請があった場合、利用者に受信確認の通知をします。

第 2 項 会社は利用者が購買申請後、第 11 条による支払方法によりその申請日から 7 日以内に商品代金について入金の確認ができない場合、会社は別途の意思表示なく購買契約を解除することとして処理できます。

第 3 項 会社はダウンロード前に利用者が購買申請の変更しまたは取消要請があった時には即時にその要請に応じて処理します。

第 13 条 （ダウンロード）

第 1 項 会社は利用者が購買したコンテンツについてダウンロード方法及び期間などを明示します。会社の故意・過失でダウンロードに失敗した場合、全ての責任は会社にあります。

第 14 条 （取引の取消及び払戻し）

第 1 項 デジタル資料の特性上利用可否の確認やファイルの回収が不可能なため、取引の取消とそれに所要された金額についての払戻しはできません。

第 2 項 利用者がコンテンツをダウンロードした後でも次の各号に該当する場合、会社は払戻しの申請を受けた日から 3 日以内に購買契約の解除または解約及び払戻し手続きを行います。但し、その請求の期限は利用者がダウンロードした日から 20日以内とします。

第 1 号 ダウンロードした財貨が注文内容と相違した場合、または会社が提供した情報と相違した場合

第 2 号 ダウンロードした財貨が破損・損傷・汚染された場合

第 3 号 運営上の理由(システム上のエラーなど)によりコンテンツの利用が不可であると認められた場合

第 3 項 全ての払戻し金額は購買代金の中で DBpia money 使用分を除外した実際の決済金額に対しての払戻しであり、DBpia money で使用した購買金額は DBpia money として払い戻します。

第 15 条 (DBpia money)

第 1 項 「DBpia money」とはクレジットカード・携帯電話・口座送金、その他会社が決めた代金支払方法を通じて現金を会社に支払い、その現金の代価としてチャージしたインターネット決済手段を言います。

第 2 項 会社が指定した支払い手段を通した DBpia money のチャージは会社が提示した単位の金額のみでチャージすることができ、支払い方法により制限金額がある場合もあります。

第 3 項 DBpia money は会社が提供する有料サービスの利用または商品購買の時点で即時決済します。

第 4 項 DBpia money を利用して決済した代金の払戻しは DBpia money に再度チャージすることを原則とします。

第 5 項 会社が提供した決済方法を利用してチャージした DBpia money については、有料サービスの利用または商品の購買を全くしていない場合、チャージ日から 10 日以内であれば全額の払戻しが可能です。

第 6 項 上記の項目に符合する場合に会社は利用者が会員脱退の申請やその他正当な事由で払戻しを要請する場合、払戻しの違約金は請求しません。会社は利用者から払戻し請求書を受け指定した銀行口座に DBpia money 残額を送金することを原則とします。但し、この場合口座着金手数料は利用者が負担します。

第 7 項 会員が有料で決済した DBpia money 及び無償で支給されたポイントは、次の各号を充足する場合に商法による商事消滅時効が完成され消滅されることができます。

第 1 号 DBpia money の最後の利用日より 5 年が経過した場合

第 2 号 DBpia サイトに 1 年以上アクセスしていない場合

第 16 条 (提携サービス)

第 1 項 本サービスはヌリメディア以外の第三者が提供するサービスまたはコンテンツを含めることができます。

第 2 項 提携サービスは提携社により提供されるサービスであり、サービスに対する全ての責任はこれを提供する提携社にあります。

第 3 項 提携サービスにはこれを提供する提携社が定めた利用約款が適用されます。

第 4 項 提携サービスの使用は会員の選択事項であるため、提携サービスを利用しない権利を持ちます。

第 5 項 提携社から提供するコンテンツによる契約において会員は提携社と別途の取引を進行します。また提携社の判断により会員との利用契約を拒否することが可能であり、サービスにより契約成立の際にはその費用は会員が直接提携社に支払います。

第 6 項 提携サービスはヌリメディアと提携社の契約上の問題発生及びシステム上の問題発生などの事情により事前の通知なく変更される場合があります。

第 7 項 提携サービスは提携社が直接会員に提供するサービスであるため、提携サービスが変更、解除またキャンセルされた場合、会社は以前の提携サービスを提供する義務を負いません。

第 8 項 提携サービスは提携社と会員間の別途契約により提供されるサービスであり、これにより発生するい

かなる問題にも会社は責任を負いません。

第 9 項 提携サービスの解約及び払い戻しは提携社と会員の契約書に基づき、相互間処理します。

第 4 章 契約解除及びサービス利用の制限

第 17 条 （定期決済型の有料サービス及び決済手段の変更）

第 1 項 購読有料会員が購買後に使用しているサービスは、該当サービスの利用期間中には他の類型のサービスへ変更できません。該当サービスの利用期間満了後に他の類型のサービスを利用できます。

第 2 項 購読有料会員は購買後に使用しているサービスの利用期間中は、決済手段を変更できません。該当サービスの利用期間満了後に決済手段を変更できます。

第 18 条 （定期決済型の有料サービスの解除・解約）

第 1 項 購読有料会員はホームページなどを通し会社が認めた方法でサービス利用意思の撤回やサービス利用の終了ができ、会社へ意思の表示が到達した時に効力が発生します。会社は会員の意思表示を受領した即時、会社が指定した条件を充足しているかを確認した後、該当会員へ返信します。

第 2 項 3 ヶ月定期決済型のサービスを利用中の購読有料会員が残りの利用料金の支払を延滞する場合、延滞が発生した日に自動的に購買契約が解約される場合があります。

第 3 項 定期決済型の有料サービスの利用期間中に購読有料会員がサイトを脱退する場合、この約款上の会員の権利は将来に向けて全て消滅し回復できません。また会社に対して残りの期間に相当する利用料金の返還を要求できません。

第 4 項 購読有料会員は会社の帰責事由がない場合には、決済日から 7 日以内に利用内訳（論文閲覧、割引のダウンロードなど）がない時に限って購買契約の解除や解約ができます。この場合会社は決済手段により決済手数料などの附帯費用を控除した後に払戻しをすることができます。

第 5 項 第 4 項により会社が払戻しをする場合、会社は購読有料会員の意思表示を受領した日より 3 営業日以内に決済手段別の事業者へ代金の請求停止乃至取消を要請し、該当会員が決済した同一の決済手段として払戻すことを原則とします。但し、会社が事前に該当会員へ電話、E-mail、携帯電話のメッセージ、ホームページのお知らせを通し案内を行った場合に個別決済手段別の払戻し方法、払戻し可能時間などに差が生じる場合があります。また以下の各号の状況から払戻しの制限や払戻し期間が変更される場合があります。

第 1 号 クレジットカードなど収納の確認が必要な決済手段の場合、収納確認日から 3 営業日以内

第 2 号 有料会員が払戻しの処理に必要な情報と資料を会社に即時提供しない場合

第 3 号 該当会員の明示的な意思表示がある場合

第 4 号 プロモーションなどを通し無料/無償として取得するなど、会員が直接費用を支払っていない有料サービスについては払戻しの決済代金を支払う義務を会社が負いません。

第 6 項 会社が第 5 項により払戻し措置を完了した場合、該当会員への入金の可否とは関係なく該当会員の定期決済型の有料サービスの利用権限は消滅します。

第 19 条 （過誤金）

第 1 項 会社は定期決済型の有料サービスの決済と関連し過誤金が発生した場合、利用代金の決済と同一の方法として過誤金の全額を払い戻します。但し同一の方法として払戻しが不可能な場合、有料会員に告知しその他の方法での払戻しを進行します。

第 2 項 会社の帰責事由により過誤金が発生した場合、過誤金の全額を払い戻します。但し会員の帰責事由により過誤金が発生した場合、会社が過誤金を払い戻すために所要される費用は合理的な範囲

内で利用者が負担しなければなりません。会社は該当費用の差し引きの後、過誤金を払い戻すことができます。

第 3 項 会社が会員の要求する過誤金について払戻しを拒否する場合、正当に有料サービスの料金が賦課されたことを立証する責任を負います。

第 20 条 （定期決済型の有料サービスの停止、中断）

第 1 項 会社は原則的に年中無休 1 日中 24 時間の定期決済型の有料サービスを提供し、特別な事情のない限り会員が定期決済型の有料サービスの利用契約を締結した即時サービスを利用できるようにします。

第 2 項 会社は第 23 条第 3 項に該当する事由ではない会社の帰責事由によるサービス提供中断により会員が被った損害に対し以下の通り賠償します。但し、天変地異など不可抗力による場合は以下の利用中止または障害発生時間に算入しません。また各号の適用は会社からサービス提供が中断されたことを認知した時点以後、利用者が要請した場合に進行されます。該当損害賠償は会員が使用中のサービスの直近の決済金額を限度とします。

第 1 号 サービス中止及び障害発生の累積時間が 1 ヶ月の間 72 時間以内の場合：顧客が払戻し要請を通報した場合、会社が障害条件に充足すると判断した時に払戻しまたは解約を進行

第 2 号 サービス中止及び障害発生の累積時間が 1 ヶ月の間 72 時間を超過した場合：払戻し（取消）または解約進行

第 3 項 会社は無料で提供されるサービスの一部または全部を会社の政策、運営上の緊要な事由により修正、中断、変更できます。これについて関連法令に別途規定がない限り別途の補償をしません。

第 21 条 （契約の解除及び利用の制限）

第 1 項 会員はサービスの各種機能と電子メールを通じて、会員の情報処理に関する苦情を伝えることができます。

第 2 項 会員がサービス利用契約を解除しようとする場合、会員本人が直接会社の提供する経路を通し会員脱退申請をしなければなりません。

第 3 項 会社は会員が次の各号に該当する行為をする場合、事前の通知なく利用契約を解約、または期間を決めてサービス提供を中止をすることができます。またこれについて会社は如何なる責任も負いません。

第 1 号 社会秩序または公序良俗に反した場合

第 2 号 犯罪行為に関係した場合

第 3 号 国益または社会的な利益を阻害する目的でサービスの利用を計画し、または実行した場合

第 4 号 他人の利用者 ID 及びパスワードを盗用した場合

第 5 号 他人の名誉を毀損し、不利益を与えた場合

第 6 号 会社乃至第三者など他人の権利を侵害もしくは侵害する恐れがある場合

第 7 号 サービスに危害を与える等、健全な利用を阻害した場合

第 8 号 その他関連法規または会社が定めた利用規則に反した場合

第 4 項 会員が 1 年間会社のサービスを利用するためにログインした記録がない場合、円滑な会員管理の為に休眠アカウントとして処理し会員資格としての活動一体を制限できます。但し、会員が会社の決めた手続きにより休眠アカウント撤回を要請すると会社は従前の会員資格を再活性化しなければなりません。

第 22 条 （利用制限の手順）

会社は利用制限をしようとする場合、その事由、日時及び期間を決め利用者の電子メールまたは電話等の方法により該当利用者または代理人に通知します。但し、会社が緊急に利用を停止する必要があると認めた場合はこの限りではありません。

第 5 章 責任

第 23 条 （会社の義務）

第 1 項 会社は特別な事情がない限り、会員が申請したサービスを利用させることとします。

第 2 項 会社はこの約款で定めたことに従い持続的・安定的にサービスを提供するため努力しなければなりません。やむを得ない理由でサービスが中断された場合には直ちに修理復旧します。

第 3 項 但し、天変地異、非常事態、情報通信設備の補修、点検、交替及び故障、通信途絶、第三者の故意や過失による火事、その他のやむを得ない事由が発生した場合にはサービスを一時中断または中止することができます。

第 4 項 会社は会員から提起された意見または不満を正当と認定する場合にはすぐに処理しなければなりません。

第 5 項 会社がサービスの提供により得られた会員の個人情報を、本人の承諾なしに第三者に漏洩、配布することはありません。但し、「電気通信基本法」等の関連法律の規定により国家機関が要求する場合、犯罪に対する捜査上の目的や放送通信審議委員会の要請があった場合、その他の関係法令で定められた手順による要請があった場合には、この限りではありません。

第 24 条 （会員の義務）

第 1 項 利用者 ID とパスワードに関する全ての管理責任は会員にあります。

第 2 項 会員は自分の利用者 ID を他人に譲渡・贈与することができません。

第 3 項 会員はサービスの利用権限、その他サービス利用契約上の地位を他人に譲渡、贈与、担保とし提供できません。

第 4 項 自分の利用者 ID が不正に使用された場合、会員は必ず会社にその事実を電子メールまたその他の方法により通報しなければなりません。

第 5 項 会員はこの約款及び関係法規で定める事項を遵守しなければなりません。

第 25 条 （免責）

第 1 項 会社は次の各号の事由により会員または第三者に発生した損害についてはその責任を負いません。

第 1 号 第 23 条第 3 項により会社がサービスを提供できない場合

第 2 号 会員が自分の ID またはパスワードなどの管理を疎かにした場合

第 3 号 会社の管理領域ではない公衆通信線路の障害によりサービス利用が不可能な場合

第 4 号 その他会社の帰責事由のない通信サービスなどの障害による場合

第 6 章 掲示物

第 26 条 （会員の掲示物）

第 1 項 会社は会員の掲示物が下記の場合に該当すると判断した場合には事前の通知なく削除できます。

第 1 号 他人のプライバシーを含むその他の権利をを毀損し、悪用し、盗用し、脅かし、不快感を与え又はそれに準ずる行為

第 2 号 不適切で、冒涜的、名誉毀損的、侵害的、淫乱的、卑劣的又は不当な題目、名前、資料または情報を出版、郵送、掲示、配布または流布する行為

第 3 号 著作権法により保護されるソフトウェア又はその他の資料を含むファイルをアップロードする行為。但し、利用者がそれに対する権利を所有または管理する場合、また必要な同意を全て得ている場合は除外し

ます。

第 4 号 他人の PC を損傷させるウィルス、汚染されたファイル、またはその他類似のソフトウェアまたはプログラムを含む資料をアップロードする行為

第 5 号 商業的な目的で商品またはサービスを広告または販売する行為

第 6 号 資料調査、コンテスト、ピラミット体系を行ったり幸運の手紙を送ったりする行為

第 7 号 適法に配布できないものと知りながら、または合理的な判断を持ちながら、他の利用者が提示した違反ファイルをダウンロードする行為

第 8 号 アップロードされたファイルに含まれるソフトウェアまたはその他資料の著者表示、法律上またはその他適切な留意事項または商品名またはその出所あるいは根源となる標識を偽造または除去する行為

第 9 号 他の利用者がサービスを使用し楽しむことを制限または禁止する行為

第 10 号 社会秩序または公序良俗に反する淫乱な内容、特定の宗教を宣伝・布教また誹謗する内容、私的な政治的判断や宗教的見解の内容その他の地域感情を誘発させる等の内容を掲載する行為

第 11 号 本人の創作物ではない場合。人為的に掲示物のサイズ及び数を操作する行為

第 12 号 掲示物の内容がない場合。タイトルと関連のない内容の掲示物を掲載する行為

第 13 号 青少年保護政策に反する内容を掲載する行為

第 2 項 会員の公開掲示物に関連し下記の場合が発生する際には掲示物への接近を暫定的に制限できます。

第 1 号 民事・刑事上の法的措置（例：告訴、仮処分申請、損害賠償請求訴訟）と関連する要請がある場合

第 2 号 著作権関連法律により該当掲示物への確認が必要な場合

第 3 号 その他の法律上の利益侵害を根拠にする掲示物削除及び意義が提起された場合

第 27 条 （掲示物に対する権利と責任）

第 1 項 会社が作成した掲示物の権利と責任は会社にあります。

第 2 項 会社は利用者が作成したコンテンツを監視及び管理できません。これについての信頼性、真実性、正確性などについて保証しません。またそれに関連する利用者の間の取引についても責任を負いません。

第 3 項 会社はサービスの運営、展示、転送、配布、広報、広告などの必要な目的により会員の別途の許諾なく修正し使用すること、提携社に提供することができます。この場合、利用者の個人情報は提供しません。

第 4 項 利用者が作成した一般掲示物は検索結果乃至サービス及び関連プロモーション、広報などに露出されることができます。該当露出のため、必要な範囲内で一部修正、複製、編集され掲示される場合があります。この場合会社は著作権法などの関連規定を順守し、利用者はいつでもカスタマーセンターまたはサービス管理機能を通し該当掲示物の削除、非公開などの措置を取ることができます。

第 5 項 利用契約を解約した場合にも掲示物は削除されません。利用者は利用契約の解約の前にサービス管理機能を通し掲示物を直接削除しなければなりません。利用契約の解約後にはいつでもカスタマーセンターに要請すると削除できます。但し、該当掲示物以外の第 2 項、第 3 項の方法により既に利用されている運営、展示、転送、配布、広報、広告などの内からの削除はできません。

第 6 項 共同著作者のドメインに該当掲示物が残る場合があり、第三者による保管、無断複製などにより複製され該当著作物が削除されず再掲示された場合について会社は責任を負いません。

第 7 項 会社が本条第 3 項と第 4 項以外の方法により会員の掲示物を利用しようとする場合には電話、ファックス、電子メールなどを通し会員の同意を得なければなりません。

第 8 項 利用者の掲示物または著作物が会社または第三者の著作権など知的財産権を侵害することにより発生する民事・刑事上の責任は全的に利用者が負担します。

第 9 項 本約款及び関係法令を違反した会員の場合、他の会員を保護し、裁判所、捜査機関または関連機関の要請による証拠資料として活用するため、関係法令が許容する限度で会員の ID 及び会員情報

を保管できます。

第 10 項 1：1 掲示板に掲示された掲示物は他の利用者に公開しません。1：1 掲示物は作成者の会員とサービス運営者のみ閲覧できます。但し裁判所、捜査機関、その他行政機関から情報要請がある場合、その他法律により要求される場合は会社を含む他人が該当掲示物を閲覧できます。

第 7 章 情報の提供

第 28 条 （情報の提供）

第 1 項 会社は次の各号に該当する場合会員に必要な情報を電子メールまたは信書郵便等の方法で伝達することができますが、会員がこれを望まない場合は会員登録手続きと会社が提供する手段により受信を拒否することができます。

第 1 号 会社は会員がサービス利用に必要と認める様々な情報を会員が提供した電子メールアドレスに提供することができます。

第 2 号 会社はサービス運営のため会員情報を活用し、営利目的の広告性電子メールを転送できます。

第 2 項 会社は次の各号に該当する場合、会員の受信拒否の可否と関係なく電子メールを発送できます。

第 1 号 利用申請のため入力した電子メールアドレスの所有を確認するために認証メールを発送する場合

第 2 号 会員の情報が変更され、確認のために認証メールを発送する場合

第 3 号 その他サービス提供することにおいて会員が必ず知らなければならない重大な情報と会社が判断する場合

第 8 章 その他

第 29 条 （一般事項）

第 1 項 この約款は大韓民国関連法律の適用を受けます。

第 2 項 利用者は会社サイト利用の結果として、利用者と会社との間にいかなる共同投資、連携、雇用または代理人関係が存在しないことに同意します。会社がこの約款を遂行することにおいて現行法と法的手順の適用を受けます。この約款で規定されたいかなる条項によっても、このサービスまたはその使用に関連して会社が収集または提供した情報の使用に関連する政府、裁判所及び法律執行当局の要請、または要求事項を遵守する会社の権利は毀損されません。

第 3 項 上記に規定した責任の否認を含んだこの契約の一部条項が、適用法により無効または実行不可能と判断された場合、その無効または実行不可能条項は本来条項の趣旨に最も符合する有効または実行可能な条項に置き換えることとし、残りの契約条項は有効に継続します。

第 30 条 （著作権の帰属及び利用制限）

第 1 項 会社が作成した著作物に対する著作権その他の知的財産権は会社に帰属します。

第 2 項 利用者は会社のサービスを利用することにより得た情報を、会社の事前承諾なしに複製・送信・出版・配布・放送その他の方法により営利目的で利用、第三者に利用させてはいけません。

第 31 条 （紛争解決）

第 1 項 会社は利用者が提起する正当な意見または不満を反映してその被害を補償処理する為に被害報償処理機構を設置・運営することができます。

第 2 項 会社は利用者から提出された不満事項及び意見を優先的に処理します。但し、迅速な処理が困難な場合には利用者にその事由と処理日程を即時通報します。

第 3 項 会社と利用者間に発生した紛争は「電子文書及び電子取引基本法」第 32 条及び同「実行令」第 19 条により設置された電子文書・電子取引紛争調停委員会の調整に従います。

第 32 条 （管轄及び準拠法）

第 1 項 会社と利用者間に発生した電子取引に関した訴訟は民事訴訟法上の管轄裁判所に提起されます。但し、訴えの提起の前に電子文書及び電子取引基本法第 32 条、同法施行令第 19 条により設置された電子文書・電子取引紛争調整委員会の調整に従うことができます。

第 2 項 会社と利用者間に提起された電子取引訴訟には韓国法を適用します。

第 9 章 特別規定

第 33 条 （法令及び準用）

本約款に明示していない事項は「電子文書及び電子取引基本法」、「電子署名法」及びその他の関連法令の規定と商慣例に従います。

(付則)

この約款は 2023 年 2 月 20 日から適用され、2022 年 8 月 16 日から施行された約款はこの約款に置き換えます。この約款の適用日以前の登録者も同様にこの約款の適用を受けます。